

奈良市文化振興補助金審査要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、奈良市文化振興補助金交付要項（以下「交付要項」という。）に基づく、奈良市文化振興計画推進委員会（以下「委員会」という。）による奈良市文化振興補助金の候補者の適否判断についての審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

（審査）

第2条 委員会は、別表1に定める審査項目表に基づき審査を行うものとする。

2 前項で規定する審査項目について、別表2のとおり評価基準を定めるものとする。

3 審査は、市民文化活動支援補助金については一次審査のみとし、都市文化推進事業支援補助金については、一次審査を経て二次審査により評価する。

（一次審査）

第3条 一次審査は、委員会の委員（以下「委員」という。）が交付要項第5条の規定に基づき補助金の交付を要望する者（以下「交付要望者」という。）から提出された要望書等を精査し、審査項目表に定める審査項目毎に評価を行う。

2 前項の評価について、各委員の評価の点数の平均が50点以上であること及び委員の半数以上が「1」と評価した項目がないことを補助金の交付候補事業（以下「交付候補事業」）としての要件とする。

3 委員会は、前項の評価に従い、市民文化活動支援補助金については交付候補事業の適否を判断し、都市文化推進事業支援補助金については、二次審査の対象となる交付要望事業を決定する。

4 委員会は、前項の市民文化活動支援補助金の交付候補事業の適否の判断に際し、事業計画書等の内容等に対し必要な意見を付けることができる。

（二次審査）

第4条 二次審査は、前条第3項の規定により二次審査の対象と決定され交付要望者が委員会においてプレゼンテーションを実施し、審査項目表に定める審査項目ごとに評価を行う。

2 前項の評価については、各委員の評価の点数の平均が50点以上であること及び委員の半数以上が「1」と評価した項目がないことを交付候補事業としての要件とする。

3 委員会は、前項の評価に従い都市文化推進事業支援補助金について、交付候補事業の適否を判断する。

4 委員会は、前項の都市文化推進事業支援補助金の交付候補事業の適否の判断に際し、事業計画書等の内容等に対し必要な意見を付することができる。

（報告）

審査結果については、委員会閉会后速やかに奈良市長へ報告するものとする。

別表 1

	審査項目	No	着眼点	配点	
共通項目	公益性	①	市民が主役となる文化事業であるか	5	20
		②	参加者及び事業範囲が限定されず、不特定多数の市民に事業効果が及ぶか	5	
		③	市民の文化へのかかわりが容易であるか	5	
		④	客観的に公益に資すると認められる事業であるか	5	
	有効性	①	市民の文化に対する意識を高める事業であるか	5	20
		②	奈良市の文化的環境を高める事業であるか	5	
		③	事業の実施により、地域の活性化に繋がるものか	5	
		④	補助額に見合った効果が期待できるか	5	
	適格性	①	事業目的達成にむけたコンセプト・プロセスが明確であるか	5	20
		②	事業内容・予算規模・実施体制などは適正であるか	5	
		③	当該補助金以外にも自主財源の確保をめざしているか	5	
		④	事業の継続・発展のための工夫が見られるか	5	
	必要性	①	市民ニーズが高い事業であるか	5	20
		②	社会包摂等の観点から、市が関与する必要性が高い事業であるか	5	
		③	市が実施するよりも高い効果が期待できる事業であるか	5	
		④	事業実施をしなかった場合に悪影響を及ぼす事業であるか	5	
事業別項目	市民文化活動支援補助金	①	市民が文化活動に参画する場の拡充に繋がるものか	5	20
		②	地域コミュニティへの波及効果は高いものであるか	5	
		③	地域が持つ特性・資源を活用した事業内容であるか	5	
		④	文化活動を行う次世代の育成に繋がるものか	5	
	都市文化推進事業支援補助金(広域参加型)	①	市外・県外からも広く参加が見込めるものか	5	20
		②	奈良がもつ特性・資源を活用した事業内容であるか	5	
		③	本市の都市格の向上に資する事業であるか	5	
		④	より広域なコミュニティ形成・関わりが期待できるものであるか	5	
	都市文化推進事業支援補助金(国際的発信型)	①	国際的な発信力が高く、国内外からの誘客が見込め、経済波及効果が期待できるか	5	20
		②	奈良がもつ特性・資源を活用した事業内容であるか	5	
		③	国際的な文化交流が図られる事業であるか	5	
		④	本市の国際的な価値の向上に資する事業であるか	5	

別表 2

評価	点数
高く評価できる	5
評価できる	4
標準的	3
やや問題がある	2
問題がある	1